【別紙】

指定短期入所生活介護　　利用料金表

１．サービス利用料金　　地区区分単価　1級地【特別区】¥11.10

〇令和３年8月１日以降（３割負担）

（日額）

個室	サービス費（１０割）	利用者負担額（３割）	滞在費	食費	利用者負担額
要介護１　596単位	6,615円	1,985円	1,171円	1,445円	4,601円
要介護２　665単位	7,381円	2,215円			4,831円
要介護３　737単位	8,180円	2,454円			5,070円
要介護４　806単位	8,946円	2,684円			5,300円
要介護５　874単位	9,701円	2,911円			5,527円

多床室	サービス費（１０割）	利用者負担額（３割）	滞在費	食費	利用者負担額
要介護１　596単位	6,615円	1,985円	855円	1,445円	4,285円
要介護２　665単位	7,381円	2,215円			4,515円
要介護３　737単位	8,180円	2,454円			4,754円
要介護４　806単位	8,946円	2,684円			4,984円
要介護５　874単位	9,701円	2,911円			5,211円

【その他加算】

加算名	サービス費（１０割）	利用者負担額（３割）	該当加算〇印
生活相談員配置等加算（共生型サービスの場合）	144円	44円	
生活機能向上連携加算			
（Ⅰ）個別機能訓練加算加算時	1,110円	333円	
（Ⅱ）	2,220円	666円	
個別機能訓練加算	621円	187円	
看護体制加算			
（Ⅰ）	44円	14円	
（Ⅱ）	88円	27円	
（Ⅲ）イ	133円	40円	
（Ⅲ）ロ	66円	20円	
（Ⅳ）イ	255円	77円	
（Ⅳ）ロ	144円	44円	
医療連携強化加算	643円	193円	
夜勤職員配置加算			
（Ⅰ）	144円	44円	〇
（Ⅱ）	199円	60円	
（Ⅲ）	166円	50円	
（Ⅳ）	222円	67円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	666円	
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	400円	
送迎加算（片道）	2,042円	613円	〇
緊急短期入所受入加算	999円	300円	〇
療養食加算　（1日3食を限度に1食につき）	88円	27円	〇
在宅中重度者受入加算			
看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合	4,673円	1,402円	
看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合	4,628円	1,389円	
看護体制加算の上記のいずれも算定している場合	4,584円	1,376円	
看護体制加算を算定していない場合	4,717円	1,416円	
認知症専門ケア加算			
（Ⅰ）	33円	10円	
（Ⅱ）	44円	14円	
サービス提供体制強化加算			
（Ⅰ）	244円	74円	
（Ⅱ）	199円	60円	〇
（Ⅲ）	66円	20円	

介護職員処遇改善加算		
（Ⅰ）	［介護報酬総単位数］×8.3%	○
（Ⅱ）	［介護報酬総単位数］×6.0%	
（Ⅲ）	［介護報酬総単位数］×3.3%	
介護職員等特定処遇改善加算		
（Ⅰ）	［介護報酬総単位数］×2.7%	○
（Ⅱ）	［介護報酬総単位数］×2.3%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

２．キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日１７時までに、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額（初日分）がキャンセル料としてかかります。

連絡日時／負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、ご連絡がなかった場合
第１段階	0円	300円
第２段階		600円
第３段階①		1,000円
第３段階②		1,300円
第４段階		1,445円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額と

※朝食：300円、昼食：663円、夕食：482円

３．介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	１回　理容　2,000円　美容　1,500円
複写物の交付	１枚　10円
行政手続きの代行	実費　（例：住民票300円など）

４．滞在費、食費の負担額（日額）

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段階区分				滞在費		食費
所得区分			利用料負担段階	個室	多床室	
市町村民税	世帯課税者		第４段階	1,171円	855円	1,445円
	世帯非課税者	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が120万円超で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、（夫婦の場合は1,500万円以下）の人	第３段階②	820円	370円	1,300円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円超120万円以下で、かつ、預貯金等の資産が550万円以下、（夫婦の場合は1,550万円以下）の人	第３段階①	820円	370円	1,000円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円以下で、かつ、預貯金等の資産が650万円以下（夫婦の場合は1,650万円以下）の人	第２段階	420円	370円	600円
		生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者又は本人及び世帯全員が特別区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の人	第１段階	320円	0円	300円